

III 尾張地域における主な取組

1 競争力の高い農林水産業の展開による食料等の安定的な供給の確保

(1) 本県の強みを生かした技術による品質や生産性の向上

- 耐病性品種、多収性品種及び良食味品種等、生産性の向上とともに消費者や実需者の幅広いニーズに即した新品種の普及を図ります。
- ICT※₇等を活用した栽培施設内環境制御技術をはじめとする、高収量、高品質安定生産技術及び省力・低コスト生産技術等の確立・普及を図ります。

※7 ICT：Information and Communication Technology（情報通信技術）の略

(2) マーケットイン※₈の視点に立った生産・流通の改善と需要の拡大

- 農業団体等と連携して、野菜の加工・業務用需要への取組を支援し、生産振興を行います。
- 生産者による農林水産物の加工・販売などの6次産業化※₉の取組に対し、ニーズに即した新商品の開発等を支援します。
- 「いいともあいち運動」のシンボルマークを表示した商品の拡大と浸透を図るとともに、学校給食や社員食堂における県産農林水産物の利用拡大や知名度向上により地産地消を推進します。
- 市町・農業団体等との連携のもと、「地産地消の日」を設けるなど、地元での県内産農産物の消費拡大運動の取組など地元を応援します。
- 地理的表示保護制度※₁₀など知的財産に関する啓発や情報提供に努めます。



イチジク加工品（6次産業化例）

※8 マーケットイン：市場や買い手の立場に立って、買い手が必要とするものを提供していこうとすることを指す。

※9 6次産業化：農林水産物等や農山漁村に存在する土地、水などの資源を有効に活用して、農林漁業（一次産業）と、製造業（二次産業）、小売業等（三次産業等）との融合を図り、農山漁村を活性化させる取組。

※10 地理的表示保護制度：品質、社会的評価その他の確立した特性が産地と結び付いている産品について、その名称を知的財産として保護するもの。（平成26年6月に「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」（地理的表示法）が制定）

(3) 意欲ある人が活躍できる農業の実現

- 「農起業支援センター」における就農相談等を通して、就農希望者の独立自営就農及び雇用就農等の計画的な就農を支援します。
- 地域の農業を中心となって支える基幹経営体^{※11}の育成のため、それぞれの経営体の発展段階に応じた栽培技術の向上及び経営改善のための取組を支援します。
- 農業経営の発展のため、経営管理能力の向上や社会的信用力の向上等につながる農業経営体の法人化を支援します。
また、法人化により、雇用による就業機会の拡大や研修者の養成等地域における受皿づくりを進めます。
- 地域の農業を支える多様な担い手を確保・育成するため、新規就農者、定年帰農者及び女性農業者の栽培管理技術の向上及び経営管理能力の向上を支援します。
- 4Hクラブ^{※12}の諸事業の実施を通して、青年農業者の企画・運営能力の向上を支援します。
- 女性農業者の活躍促進のため、経営への参画とともに社会参画を推進します。
- 市町やJA^{※13}と連携し、新規参入希望者や定年退職者等を受入れ、多様な担い手を育成する農業塾の設置・運営を支援します。
さらに、農業塾卒塾生の就農や農業塾の地域連絡会議を開催するなど営農への定着化を進めます。



就農相談（農起業支援センター）



ダイコンのマルチ張り（法人営農）

- 市町を窓口にも、農業にふれあいたい女性等を募集するなど、ふれあい農業への取組を支援します。
- 農業者の農作業を支援するサポーター養成の取組を支援します。
- 地域において共同で行う地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上活動、住民との連携など、地域で農地を支える取組を支援します。
- 市町・農業委員会・JA等関係機関と連携しながら、農地中間管理事業や利用権設定事業により担い手への農地集積を推進します。

- 「人・農地プラン」の作成を支援することにより、農業者の徹底的な話し合いを促進し、農地の集積・集約化を図り、耕作放棄地の発生を防ぎます。
- 農地の生産性を維持するため、農業水利施設等の計画的な更新・長寿命化を推進します。

※11 基幹経営体：経営規模等から、他産業と比べて遜色のない所得（年間農業所得概ね800万円）を確保しうる農業経営体。

※12 4Hクラブ：農業青年クラブ

※13 J A：農業協同組合の略称

（4）食品の安全・安心の確保と環境への配慮

- 農業生産に伴う環境負荷を軽減するとともに、農産物の安全性を確保するための取組を支援します。併せて生産・出荷組織や法人などの大規模な農家を主な対象に、生産工程ごとの管理を適切に行うGAP手法※14の普及を推進します。
- 食品表示遵守状況調査の実施により食品表示の監視に努めるとともに、調査を通して適正な表示を指導します。
- 直売所に出荷する生産者を対象とする食品表示研修会を開催することなどにより、事業者による自主的な食品表示の適正化の取組を促進します。
- 高病原性鳥インフルエンザなどの特定家畜伝染病の発生に備えた危機管理の徹底を図ります。



GAPチェックシート記帳



直売所出荷者への食品表示研修会

※14 GAP（農業生産工程管理）手法：農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のこと。GAPの取組によって食品の安全性向上、環境の保全、労働安全の確保、競争力の強化、品質の向上、農業経営の改善や効率化に資するとともに、消費者や実需者の信頼の確保が期待される。

2 農林水産業への理解の促進と食料等の適切な消費の実践

(1) 農林水産業を理解し身近に感じる活動の推進

- 「いいともあいち運動」のネットワーク会員や推進店等との連携をより一層強化し、消費者への農林水産業理解の促進に努めます。
- 農業体験農園が都市農業の経営モデルの一つとして定着するよう、農業者への啓発とともに農園開設に向けた取組の支援を行います。
- J Aが主催する小学校等の体験農園設置等を支援します。
- 小学校等における食に関する指導において、P T Aや地域などの協力を得ながら行う農業体験等の取組を市町・関係団体と連携し、その強化に努めます。
- 小学校において花育教室を開催するなど、子供の頃から花に親しむ花育を推進し、子供の情操面の向上を図るとともに、花きへの理解促進を図ります。
- 直売所における生産者と消費者との交流会など、農林水産業を身近に感じる取組を支援することにより、農林水産業への理解促進を図ります。
- 尾張地域のブランド力を持つ農林水産物に関する情報の発信に取り組みます。
- 尾張地域のふるさと農産物カタログを作成し、P Rに取り組みます。



楽しく花育



生産者と一緒に稲刈り体験

(2) 食育の推進による健全な食生活の実践

- 市町、関係団体、食育推進ボランティアなどと連携することにより、家庭や学校、職場などさまざまな場面における効果的で実践的な食育を推進します。
- 管内の管理栄養士を養成する大学、J A等と連携強化して、食育を推進します。
- ホームページを活用して、食育イベントなどへの若い世代を中心とした幅広い層の県民参加を促進します。

3 自然災害に強く緑と水に恵まれた生活環境の確保と元気な地域づくり

(1) 災害に強く安全で快適な生活環境の確保

- 安定的な農業経営や県民の安全・安心な暮らしを実現するために、農業用排水機場、ため池などの耐震化を推進します。
- 森林の適切な保全・管理に努めるとともに、土砂の流出や山崩れなどの山地災害を未然に防止するため、治山ダムや土留工など、治山施設の整備を進めます。



自然石護岸を採用したため池



山地災害を防ぐ土留工

(2) 森林・農地・漁場の有する多面的機能の発揮

- 多面的機能支払制度を活用した農地等の保全活動を支援します。
- あいち森と緑づくり事業や治山事業等の実施により、間伐等の森林整備を促進します。
- 地域住民等による森林の保全・管理、NPOや企業等多様な主体と連携した森づくりを推進します。
- アユ、サツキマスなどの漁場となっている木曾川をはじめ、多くの生きものが生息する豊かな水辺環境づくりを支援します。



農業用排水路周辺の草刈り



間伐体験



サツキマス放流体験

(3) 農林水産業を核とした元気な地域づくり

- 関係機関と連携して、都市における農業生産の維持を図ります。
- 農業体験農園が都市農業の経営モデルの一つとして定着するよう、農業者への啓発とともに農園開設に向けた取組の支援を行います。
- 農業体験農園の整備を推進するため、J Aが園主をサポートする仕組みづくりに取り組みます。
- 販路確保のため、直売所の整備・再編を支援するとともに、生産者の栽培技術力の向上を支援し、「もっといい農産物づくり」を進めます。
- 直売所を拠点とした農林水産業に関する情報発信などにより、都市的環境を生かした農林水産物の生産や販売の取組を支援します。
- 管内や県内のJ A・市町間連携を構築し、各直売所で愛知産ブランドの強化を図ります。



農業塾を卒業した女性就農者



モモ栽培サポーターの栽培支援



守口ダイコンを持つ生産者と漬物製造者



地場産品が並ぶ直売所